



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 大 正 製 薬 株 式 会 社  
本 店 東 京 都 豊 島 区 高 田 三 丁 目 24 番 1 号  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 上 原 明  
( コード番号 4535 東証第 1 部 )  
問 合 せ 先 広 報 室 長 坪 井 正 樹  
( 電 話 03 - 3985 - 1115 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 100 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 6 条第 1 項を削除するものであります。

上記みなし定款変更に伴い、単元未満株券について定める現行定款第 6 条第 2 項および現行定款第 10 条の「当会社が発行する株券の種類」の文言を削除し、また、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから現行定款第 11 条第 3 項を削除するものであります。

- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第 9 条、同第 10 条および同第 12 条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、上記変更に伴い、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、<別紙>のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(金)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金)

以上

<別 紙>

変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第 6 条① 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、当社は株主のため必要と認めるときを除き、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>第 7 条～第 8 条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</li><li>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</li><li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li></ol> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、株主の権利行使の方法その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条① (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p><u>③ 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、株主名簿管理人</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>第 6 条～第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第 8 条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</li><li>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</li><li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li></ol> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、株主の権利行使の方法その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条① (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第12条① 毎事業年度における最終の株主名簿に記載または記録されている株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第13条～第49条 (条文省略)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条① 毎事業年度における最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第12条～48条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>